

平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 平成 29 年 1 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

場 所 富良野市役所 3 階 第三会議室

出席者 18 名

(委員) 9 名 刑部委員・福田委員・大西委員・早川委員・小山内委員・山口委員・栗野委員
大門委員・一戸委員 (欠席：羽根田委員・藤岡委員・鈴木委員)

(市) 8 名 能登市長・長澤市民生活部長・関澤市民課長・清水税務課長・高田医療国保係長・
稲葉保険医療課長・高橋保健医療課主幹・安藤主査

1 開会 関澤課長

定刻より若干早いですけれども委員さん皆さんお揃いになりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。早川会長に引き継ぐまで、司会をさせていただきます市民課関澤と申します。今年 4 月 1 日の人事で市民課長を拝命いたしまして、任務についております。引き続きよろしくお願ひいたします。本日は大変足元の悪い中、また年末差し迫ってお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今日は、9 人の委員の方にご出席をいただいております。羽根田委員、藤岡委員、鈴木委員については、欠席の連絡をいただいております。会議の成立につきましては、定則数であります半数以上の委員の方にご出席をいただいておりますので、今日の協議会が成立をしていることをご報告申し上げたいと思っております。

始めるにあたりまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。これまで、事前に配布をさせていただいておりましたけれども、準備が間に合わず当日配布となったことを、まずお詫び申し上げたいと思っております。お手元の資料、国民健康保険運営協議会議案、平成 29 年度第 1 回が 1 部、もう一つが、運営協議会付属資料、それと 1 枚ものなんですけれども、保険者努力支援制度富良野市という風に記載しているものを配布させていただいております。ご確認をいただければと思います。お揃いでしょうか。

それでは会議の方を始めさせていただきたいと思っております。開会にあたりまして能登市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶 能登市長

皆さんおばんでございます。年の瀬もせまって、残すところ 3 日ぐらいしかないんですけれども、このような忙しい中、国民健康保険の運営協議会開催ということで、ご案内をさせていただきました。

お忙しい中、参加していただきました皆様方には、こころから厚くお礼申し上げたいと思っております。日頃、国民健康保険の運営に対しまして、それぞれの立場でご協力をいただいております。富良野市の国民健康保険に入る方々は、特に農業者、経営者、あるいは年金者、こういった方々が加入されているわけでありまして、長年にわたって、国保の運営もですね、本市に至りましては、一般会計から繰入することなく、現在、今日に至っているわけでありまして、平成 23 年に、初めて国民健康保険の保険税の改正を行わせていただいて、それが、今、6 年たちまして、保険税が 23 年に上げた状況から、国保の財政状況が、少しずつ安定期に入りまして、一般会計からの繰り入れはしなくていいような状況になってまいりましたのが一つ、もう一つは国民健康保険から後期高齢者の方へ加入が変わっていく、こういう数字が増えてきたために、国民健康保険加入者が減ってきている、こういうこともございまして、それぞれ、お医者さんにかかる人数的なものは、大きく減少したということではございませんけれども、加入者が減ってきたと、こういうことが大きな要因で今日に至っております。

そういう中で、平成 30 年、来年度から国民健康保険の事業主体が市町村から北海道の方に移行することに決定をされたところでございまして、そうなりますと、それぞれの市町村の方で、賦課事務的なものは当然やるわけでありまして、大まかな事業主体は北海道ですから、北海道で最終的な税率を決めていく、それに従ってそれぞれ市町村が、決められた状況の中で、税率と均等割り、平等割、こういった額を収めていくと、こういうような傾向に変わってくるということでございますので、今日は、

そういう制度改正の中身と、それぞれ保険税率をどのような形で賦課される状況も含めて、前3か年の平均ぐらいを了とした形の中で、保険税が決められていくということになろうかと思えますけれども、そういった中身的なものを少し詳しくご説明をさせていただいて、それぞれ、各委員さんの意見を拝聴しながら、最終的に、市の方でご提案いたしました3案の中で、方向づけをしていただくということが、今日の運営協議会の委員さん方の役目であるというふうに感じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げて、開会のご挨拶にさせていただきます、日ごろのお世話に重ねて厚くお礼申し上げて、あいさつに代えます。今日はご苦労様でございました。

関澤課長

ありがとうございます。続きまして、早川会長からご挨拶をいただきたいと思えます。

3 会長あいさつ

委員の皆様、おぼんでございます。本日、年末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。平成29年度の第1回の運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成30年の4月から、新しい国民健康保険の制度のスタートに向けて、北海道と市町村、また国保連合会が連携いたしまして、共同運営に係る制度設計の準備がいま進められているところであります。ですが、その時期も残り数か月となりまして、準備も終盤を迎えているというところになってきております。今後、条例改正、保険税率など運営協議会が協議を担う様々な課題がございます。今回の協議事項につきましては、保険税率に関する課題であります。年齢構成が高くなってきている現状、また、少子高齢化により国保加入者が減少傾向にございます。そして、所得の水準もちょっと低いという条件の中、今後の富良野市の国保事業運営を見据えて、税率を考えていく状況にあるかと思えます。制度改正によって、より一層、安定した社会保障の基盤を確保して、市民の皆さんが安心して暮らしていける生活を守るためにも、皆さんの活発なご意見、ご協議をお願いいたしまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

関澤課長

ありがとうございました。能登市長におかれましては、この後、次の用務がありますので、大変申し訳ございませんが、この場を退席いたします。

(能登市長 退席)

これ以降、早川会長に会議の進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

4 会議録署名委員指名

早川会長

それでは、まず会議録署名委員の指名に入りたいと思えます。日程4のところに書いてございますけれども、本日の会議録署名委員をこちらの方からご指名させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

それでは山口委員さんと、小山内委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、お願ひいたします

5 報告事項

早川会長

それでは早速、報告事項に入っていきたいと思えます。日程5にあります報告第1号、国民健康保険事業の一般経過報告について、事務局の説明をお願いいたします。

(報告第1号 関澤課長 資料に基づき説明)

主な内容

平成29年3月 平成28年度第1回運営協議会以降について報告

平成30年度から始まる国保の大きな改革にあたりかなりの会議が開催されその関係分として、

- ・5/24 第1回北海道国民健康保険市町村連携会議
 - ・6/15 国保情報集約システム説明会
 - ・6/16 市町村事務処理標準システムに係る6月ブロック別説明会
 - ・8/3 国保事務処理標準システム北海道クラウド移行説明会
 - ・8/4 国民健康保険北海道ブロック会議
 - ・8/25 市町村事務処理標準システムパラメータ設定説明会
 - ・9/1 第2回北海道国民健康保険市町村連携会議
 - ・9/4 市町村事務処理標準システムに係る8月ブロック別説明会
 - ・9/12 国保事業費納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会
 - ・9/29 国保総合・国保情報集約システムブロック別説明会
 - ・11/16 第3回北海道国民健康保険市町村連携会議
 - ・12/6 市町村事務処理標準システムに係る11月ブロック別操作研修会
新たな電算システムの導入を含めて数多くの会議が旭川・札幌で開催された。
- 運営委協議会委員関係分として
- ・10/24 国民健康保険運営協議会会長研修会（札幌市） 早川会長、事務局1名出席
 - ・10/31 上川管内国民健康保険運営協議会委員研修会（旭川市）
早川委員・大門委員・大西委員・鈴木委員の4名出席

平成29年度国民健康保険関係法令の主な改正

国民健康保険税の軽減判定所得の改正

→ H28年度第1回国民健康保険運営協議会で説明、平成29年度の国保税計算で使用

早川会長

ただいま報告第1号について説明がありましたけれど、委員の皆様の質問がありましたらお受けしたいと思います。ございますか？。

よろしいですか。

（「よろしいです」という声あり）

それでは第1号の報告につきましては、承認いただいたということで確認をさせていただきます。

続きまして報告第2号、平成28年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いします。

（報告第2号 関澤課長 資料に基づき説明）

主な内容

歳入 32億3,081万円 歳出 31億2,987万円 差し引き1億21万円が決算剰余金
基金に6,000万積み立て、残り4021万円が繰越金

3月23日開催の協議会以降変更となった点

歳出では保険給付費が見込みより減少、歳入では国民健康保険税の税収が予定より伸び、
国・道からの調整交付金が確定、3月時点より多く入ってきた。

結果的に、3月時点では基金を2,000万円取り崩す見込みだったが、繰り入れの必要がなくなった。

平成28年度会計では、決算剰余金の1億21万円と基金の残高9,344万円を合わせた

1億9,365万円が29年度に活用できる財源となった。

平成29年度については、療養給付費の負担金など、本年度精算で2,400万が使途が確定。

早川会長

報告 2 号について、委員さんよりご質問ございますでしょうか？

本日、当日配布ということもございまして…、大きい数字でありますけれど…。
どうでしょうか。

刑部委員

今年、これだけ剰余金が出たということは、構成としてはよろしいと思いますが、前回、あげている経過もあるんで、剰余金のうち 6,000 万円は積み立てにまわしたということなんですが、積立金特別会計は総額どのくらいになるんですか。

早川会長

関係してありますでしょうか。今の件について…。

関澤課長

今の国民健康保険の基金の積立金につきましては、今現在、1 億 5,344 万 6,340 円ということになっています。ただ、29 年度の予算で、この基金をある程度見込んだ予算になっておりますので、平成 29 年度の動向によっては、基金を減らすということになる可能性が、まだ残っているということでご説明をさせていただきたいと思います。

早川会長

刑部委員、よろしいでしょうか。

刑部委員

はい。

小山内委員

これ基金があつて、平成 30 年から道がやるんですよね。そしたらその基金というのは、市は市で残るんですか。

関澤課長

今、お話のありました基金の取り扱いなんですけれども、これにつきましては、引き続き、市町村が基金をもって運営を続けるということになります。この部分については、この後に説明をさせていただきたいと思います。

早川会長

関連してございますでしょうか？

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

それでは報告 2 号については承認いただいたということで、確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして報告第 3 号、平成 29 年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について、報告を頂きたいと思います。よろしく願いします。

(報告第3号 稲葉課長より別紙資料により説明)

早川会長

それでは今の報告事項につきまして、委員さんの方から質問がございましたらお受けしたいと思います。

前年と比較しての数字だったり、25年度から28年度までの比較の数字もありましたけれど、いいところと、数字的に落ちているところもあるというような報告でありましたけれども…、全体を通してご質問ございますでしょうか？

(「ありません」という声あり)

早川会長

よろしいですか？

それでは、この第3号の報告につきましても、委員さんの承認をいただいたということで、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

引き続きまして、協議事項の方に入ってまいりたいと思います。

議案第1号でありますけれど、平成30年度からの国民健康保険制度について、事務局の方より説明をお願いしたいと思います。

(議案第1号 関澤課長 資料により説明)

主な内容

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ変わる。

財政運営 道が各市町村の国保事業費納付金を市町村の所得状況・医療費の状況から決定し、決定された納付金を市町村が北海道へ納付する。

その他市町村の行う役割として、保険税率の決定、限度額の決定、賦課徴収といった業務は引き続き市町村が担う。加入手続き、保健事業などについても引き続き市町村が担う。

変更される事項

- ① 新しい電算システムが導入・構築される。
- ② 保険事業納付金が創設され、保険税などで賄う。保険給付に要する経費は、全額北海道から交付される。→国民健康保険の運営が安定したものになる。

基金の取り扱いについての考え方→北海道に収める事業納付金は、過去2もしくは3年間の市町村の所得の状況、医療費、保険給付の状況で決定される。来年度の納付金は仮算定の段階で提示されているが、平成30年度、実際に想定されている所得より低かった場合、予定していた納付金を収める保険税が集まらない可能性があるが、そういった場合に、引き続き基金を持ち、足りない部分を基金から支払って納める。逆に、保険税が多く集まった場合、基金へ積み立てを行い、以後の不足分に備えるといった、財源調整の役割を基金が担う。

加入者にとって影響が大きい部分としては、葬祭費について、富良野市では現在1件20,000円支払っているが、北海道で統一した額(30,000円)にすることが決定されていて、平成30年4月から実施される。

- ③ 保険者努力支援制度 (稲葉課長より説明)
医療費の適正化、国保財政の健全化につながる対策に取り組み、成果を上げた都道府県・市町村に多くの公費を配分することで、積極的に取り組んでほしいというインセンティブな仕組みということで、平成30年度から本格的に実施。

平成28年度から前倒しで実施、富良野市の実績としては、満点345点のところ243点、全国順位が1741市町村中、256位、全道では179市町村中20位、総額150億で、富良野市が交付

を受けた金額は、348万円(1点当たり1.4万円)。

30年度は都道府県分500億、市町村分として500億円、総額1,000億円。

国民健康保険税について

これまでは市町村が払う医療費、所得の状況、国・道からの交付金などを算定して税率を検討。

富良野市では平成23年に税率改正を行って以降、平成29年度まで変えずに運営してきた。

平成30年以降の国民健康保険税については、北海道が算定する保険納付費納付金を賄える税率の設定をすることと、合わせて、道が標準保険税率を各市町村に示すことになる。それらを参考にしながら保険税の税率を決定することになる。今回検討する税率の概ねの考える期間としては保険給付費等の伸び、被保険者数の減少傾向を想定し、概ね、3年間、平成30、31、32年、この期間に使う税率ということで、今回の資料に載せている。

税率案の算定条件については、平成30年度分として北海道から示されている保険税必要額(見込み)が、医療分4億7,377万円、後期分1億6,027万8千円、介護分7,780万円

この金額をベースにして、医療費、後期高齢者支援金、介護納付金については年々伸びる前提で伸び率を見込んでいます。被保険者数と世帯数については、この間の傾向から減少していくと見込み、全体の納付額については若干減少していくと見込み、3年間の平均した国保税必要見込み額を賄える金額ということで、今回算定をしている。

賦課割合については、平成29年度までは、国民健康保険法施行規則に規定されており、所得割(収入によって変わってくる)、均等割(加入者一人当たり負担する金額)、平等割(一世帯当たり負担する金額)、これを全体として、所得割を50%、均等割を35%、平等割を15%とすることが標準であると示されている。富良野市については、所得割58.03%、均等割27.39%、平等割14.58%になっている。この数字が何を示しているかというと、収入の多い人が多く負担をしていて、これと比較して、低所得者の負担を低く抑えてきているということになっている。

賦課割合については、①所得割50:均等割35:平等割15 ②所得割53:均等割32:平等割15(若干、所得割を増)、③所得割57:均等割29:平等割14(更に所得割を増)の3つの案とした。

この賦課割合に合わせて必要額を満たすことができると想定している税率が20ページに記載している。北海道から示された標準税率でいくと、均等割、平等割の金額が、現行と比べてかなり大きくなっている。ここを大きくすると低所得者の負担が大幅に増えることになるので、この率は参考にはするが、ここに近づけるのは現状では難しいと判断している。その上で税率を設定しているが、率だけではイメージがわからないと思われるので、21ページ以降、6パターンのモデル世帯の設定をして、現行税率と比較をしている。(以降、各パターンごとに説明。)

平成30年度以降、富良野市としては全体として今よりも保険税で集めなければならないお金を少なくすることができる設定になっているが、それぞれの市町村で税率の設定をどう設定するか、運営協議会で協議をさせていただきたい。スケジュール的には、今日の運営協議会で、この3案で決めていただきたいということではなく、今回案を提示させていただいて、これ以降の運営協議会の中で各案についての絞り込みを行っていきたいと考えている。

制度改正の関係では、平成30年度の国民健康保険料税の賦課限度額の改正を国は予定している。理由としては、国民健康保険の賦課限度額の割合を、被用者保険(サラリーマン)の標準報酬月額限度額の割合の1.5%を目途に引き上げていくということで、現行ではこれが2%を超えているということで、これを1.5%に近づけていくためには、賦課限度額を引き上げていくことが必要だいう中身になっている。改正内容については、基礎課税分(医療分)、今54万円であるものを4万円引き上げて58万円、後期分、介護分については据え置き、総額93万円の賦課限度額とするものである。

賦課限度額の改正については、市町村が条例で決めることができる部分なので、平成30年度以降も市町村が決定することになる。今後、今回の税率の改正と合わせて諮問をさせていただくか検討したい。

軽減判定所得の改正については、市町村が判断できるものではなく、制度が決まったら、その通りやらなければならないもので、低所得者の保険料負担を抑えるため、5年連続で改正をされている。

平成30年度から適用されることになっている。

今後のスケジュールについて、北海道に納める保険料納付金については、今、出されているものについては、仮の数字であり、正式な納付金の金額については、2月の20日前後に、提示されることになっている。この確定額に基づき、再度、精査をして、3月中旬を目途に、国保税率の案ということで運営協議会に改めて、出させていただきたいと思う。

今回の制度改正については、かなり大きなものになるので、市民からの意見募集、パブリックコメントの手続きについても実施をしたいと思っている。それを受けた後で、最終的な税率の確認をさせていただき、6月市議会での条例改正を予定している。

4月のパブリックコメントについては、3月の運営協議会で決まらなかった場合については、再度、運営協議会を開催することを含めて、考えているので、その際は4月のパブリックコメントがずれ込む可能性も考えている。

早川会長

ただいま、事務局の方から説明がありましたけど、内容が、かなりボリュームといますか、大きいものがありますけれど、もし、何か気の付いた点、お聞きしたいということがありましたら、質問をいただければと思います。

大門委員

説明は今、受けたんですけど、今集まっているこのメンバーで税率とかそういうことを今後、決定することになるんですか。

早川会長

今後のスケジュールも含めて、まだ、再度、確認ということですけども…。

関澤課長

税率に関しましては、運営協議会の中で協議をいただいて、市から諮問をしますので、それに対して答申をいただくという形で、一定の判断を運営協議会の中でいただくということになります。ただ、委員さんの任期の関係がありまして、今、担っていただいている委員さんの任期が今年の3月の末までとなっています。任期をまたぐ形での協議になるものですから、ちょっと分かりづらい部分も出てくるかもしれないですけども、任期をまたいだとしても、諮問に対する答申をいただくということには変わりはありません。

早川会長

今の説明でよろしいでしょうか。

大門委員

最終決定はどこですか？

関澤課長

最終決定は議会です。条例の改正が必要ですので…。

大門委員

わかりました。

早川会長

よろしいですか。

福田委員

一点いいですか。制度移行するということで、一番の目的は安定的な制度の運用ということで、それが柱だと思うんですけど、今の説明をずっと聞いていると、徴収したものを国に納めて、必要なものが国から

給付されるということで、単純にそうであれば、どの設定にしてもそんなにリスクはないと思うんですけども、ただ、基金は残さなきゃならない、何か不足が出たとき、基金を使ってということになると、不足、不足で行った時には、どこからもお金が出ないってことになりますよね。そうであれば、不足が出ないような設定をしていかなきゃ、たぶん無理だと思うんですけど。ただ、北海道で全体でやるということに安定的な運用をめざすってということに、意味合いがあまり、前に市町村でやってた時とどこが大きく変わるのか、その基金で運営してた部分についても、そのリスクの部分についても、全道単位、道の方で、何らかのことっていうのであればわかるんですけど、そうじゃないということになると…、説明がすべてわかっているわけじゃないんで、ちょっと感じたので、質問なんですけど…。安定的な運営ということは、そうでなければ移行する必要がないと思うんですけども、なおかつ、そうなったからと言って負担額が上がってしまったんじゃ意味がないと思うんで、その辺を十分考えて設定しなきゃならないと思うので…。この3つの提案の中のどれかには必ず当てはまるっていう…、何ていうか、要件があてはまるっていうことで間違いないですよ。

早川会長

第1、第2、第3の案をもって、説明された中のということですね。

福田委員

その負担額は所得の多い人、低所得の人、負担率は今までと変わるけれども、一番いいのは所得高い人も変わらないか、若干下がってすべての負担率が若干でも下がるのが理想だとは思いますが、どこかが上がっちゃうと、あまり好ましくないのかなと思います。

早川会長

今の関連してございますか。よろしいですか。
では、事務局の方で…。

関澤課長

こちらでお示しました3つの案で、集まるお金というのは、どの案をとっても年間で集まるお金は変わらないですよという前提での設定にはなっています。なので、後は割り振りを市町村で変えることができますんで、どう割り振りを変えるのかっていうのが今回の案になっていまして、福田委員からお話のあった、どの階層の方についても負担が下がるというような案も、③の案にはなっています。今回の制度改正で一番大きいのは、市町村が払った医療費分については、全部、北海道からお金が来るってのが一番の部分なんですよ。ある程度納付金については事前に示されますので、極端な話をしますと、毎年、納付金が賄える税率の設定をするというやり方もあるのかもしれないです。ただ、それでいきますと、毎年、国保税の税率が慌ただしく変わってしまうという可能性もあるものですから、今回については、3年くらい見越した中での税率の設定ができないかどうかということでの提案をさせていただいたところです。今までですと、特に富良野よりもっと小さい市町村で、病気の流行だとか、大きな病気になった方がいると、国保会計が、単年度で大赤字になるってような事態も発生するものですから、そういったものを全体の中で負担をすれば、均していくことができるんじゃないか、それが安定的な運営につながるんじゃないのかっていうような主旨の制度の改正になっています。

基金は、当然持っていなければ、これからの運営でも難しい部分ではあるというふうに思うんですけども、それが増えればいいのかっていうと、それがどんどん増えていくということになると、やはり加入者の方に余分な負担をしてもらっているということになると思うんですけど。ですので、減っていったときに税率自体をどう考えていくのかっていうことが出てくるというふうに思いますし、逆に増えていったとしても、じゃあ今の税率が高すぎるんじゃないのかっていうことを検討しなければならないということになってくると思います。

答えが中途半端なって申し訳ないんですけども…。

福田委員

ちょっとピンと来ないところもあるんですけども、基金を持ってなきゃならないという意味合いがあまりよくわからない。

関澤課長

所得については、富良野は特に農業の所得の状況によって、国保税で集まる金額が、千万単位で結構動くんですよ。それでいくと予定していたお金が集まらなかったと…、その時も北海道には8億なりのお金を払わなきゃならないってことになるんですよ。逆に、納付金に相当する金額以上集まったとしても、納付金の分だけ払えばいいことになって、国保税、税金の方は所得の状況によって、毎年変動していきまじ、道に払う納付金については、過去実績の平均でいきますんで、あまりブレが大きく無いようにっていうふうに計算をするようになっていきますので…。

福田委員

未納分についても集められないものに入ってくるっていう…。

関澤課長

未納分につきましては、過去、収納率についても過去実績で収納率の見込みをかけて、富良野市さんはこれぐらい払ってくださいよとか、富良野市さんはこれぐらいの税金設定が必要ですよっていうことが、道から示されることになります。そういうふうになると、たとえばさっきの保険者努力支援制度のところの中に、収納率だとか、収納対策についても点数がつけられるんですよ。なので、保険者努力支援制度をいれた主旨としては、収納対策だとか、保健事業、特定検診、特定保健指導だとか、やってもやらなくても払うお金が変わらないんだったら、市町村、これまで頑張ってきたのが、頑張らなくなるだろうということを、国は懸念していて、がんばったところにはお金出すから、頑張って医療費を減らしてくださいよ、税金を集めてくださいよっていうのをやる気にさせるというのが、保険者努力支援制度なものですから、収納率についても、直接的な部分じゃないところで評価をされて、お金をもらうことによって、多くもらえれば、国民健康保険税を安くすることができるといような内容になっています。

福田委員

3年の平均値でっていう話なんですけど、通常、いろんな平均値出すときは、あまりブレのないように5年とか、5年のうちの3年をとるっていうのが一般的に使われていると思うんだけど、そうじゃなくて直近の3年間をとるっていうことですか。

関澤課長

納付金の算定につきましては、直近でとるといことで…。

福田委員

町場、サラリーマンの多いところ、安定した収入のあるところと、一次産業の多いところは年によって変動がかなり大きいから、その辺、市町村ごとに算定を変えてるっていうか、市町村一律…。

関澤課長

過去3年で見れば平均的な数字になるだろうということで、所得についても…。

福田委員

どこかですり合わせしないと、難しいのかもしれないけども、たぶん一次産業の多いところについては、たぶん何年で見てもブレは大きいと思うんだけど、ただ、一般的には、5年の中の一番大きいものと小さいものを省いて3年でみるっていうのが一般的だと思うんだけど…。道が決めることだから、ここでいってもどうしようもないかもしれないけど…。

関澤課長

算定の仕方については、北海道が国民健康保険の運営方針っていうものを作っていて、その中で、ど

ういったやり方で納付金の額を決めるのかっていうことも記載をしてあります。ただ、その運営方針については、これが決まりで変わらないですよっていうものではなくて、運営方針についても定期的に見直しをかけていくということで、北海道からも発信をされておりますので、そのことについて、市町村から意見反映を求められることもありますので、そういった点を今後考慮に入れていくとか、富良野市から発信をしていくということは可能ですので…。

福田委員

5年のうちの3年を取るのか、ずれて、常に新しい3年、3年で見ていくのか、どちらかいい方を、提案していただければ…。

関澤課長

いまのところどんどん新しいものを3年ということでのいうような…。

福田委員

そうであれば、そちらの方が大丈夫かもしれないですけど…。わかりました。

早川会長

他にございますか。

大西委員

いいですか。3月の運営協議会ですけども、要は、今聞いた話の中では、富良野市としての賦課割合をどうするかと、納付金、今まで富良野市で集めている保険税よりも道からの納付金が下回っているの、富良野市の国保税、安く収まるということですよ。ですから、あとは賦課割合をどうするかということと、あと、限度額を、4万円引き上げるのをどうするかと、この2点が大きな3月の運営協議会での柱になると思うんですけど、それでそのときにあまり何パターンも、今回いろいろ示されていますけれど、判断するのに非常に迷うとか、引っかかる面があると思うんですよ。当然、富良野市としてこういうふうな税率で行きたいんだと、そういう風に示されるんでしょうかね、その時は…。示した中で、諮問されるんでしょうか。お聞きしたいんですけど…。

関澤課長

今のところ、3月の運営協議会では、一つの税率を、賦課割合の税率で諮問をさせていただきたいというふうに思います。

今回、3つの案を出していますけれど、2月の20日前後に北海道から30年度の確定の納付金額が示されることになりますんで、そのところのブレが、今の仮の金額と確定の金額のブレがあまり大きくなければ、税率のところは今回の案から動かさなくて大丈夫かなというふうには考えておりますので、あまり動かないという前提で、3月の時には諮問という形で、一つの税率でお示しをできればと考えています。

刑部委員

そこに関連するんだけど、今、賦課割合が3パターンなんですけど、①、②、③のいずれかを示すということになるの？

関澤課長

はい

刑部委員

それからモデルケースを6パターン提示してもらったんですけど、これ、28年度の世帯数で計算したら、例えばパターン①なら何10戸、②パターンが何10戸っていうのは、ちょっと教えてもらえないの？

関澤課長

申し訳ないんですけど、このパターンの世帯がどのくらいあるのかっていうのが、そこまでは今出していないくて…

刑部委員

それがわからないとどこに負担がかかるのかわからんよ。

関澤課長

それですね、今、富良野市の状況でいきますと、26 ページにあります一人世帯の無収入と、23 ページ、二人世帯年金収入っていうところにつきましては、割引が7割、7割軽減というところになります。富良野市の平成 29 年の段階で、世帯数が 3,266 世帯ありまして、このうち7割、5割、2割の軽減の該当になっている世帯が1,953 世帯、全体の中の 59.8%が軽減と言いまして、均等割、平等割の割引該当の世帯になります。そのうち、7割軽減の世帯が1,116 世帯、割合が全体の世帯のうち 34.2%になります。24、25 ページにあります世帯については、5割軽減、均等割、平等割が5割引きになっている世帯です。5割軽減世帯については 497 世帯、全体で 15.2%くらい、そういうことになりまして、全体の6割の世帯が7割、5割、2割の何らかの軽減対象になっていることになります。モデルケース①の世帯につきましては、軽減対象になっていない世帯ということでご理解いただきたいと思います。ですので、7割軽減の世帯の負担が増えるというパターンを 50:35:15、53:32:15 の組み合わせですけど、これをふやした場合については、35%弱、負担が増える世帯があるというような内容になります。

早川会長

刑部さんよろしいですか。

刑部委員

合理的だからね、いいですよ。参考に考えたいと思います。

早川会長

他にございますか。今後のスケジュールについても、先ほど意見がございましたけれども、それについても何かご意見がございましたら…。今のところ、3月の中旬に次回の協議会を予定しているということと、さきほど太西委員から話がありましたが、提案の仕方についてもどうなのかということで、ある程度1本に絞った提案をさせていただきたいということでもございましたけれども…。

他に、ご意見、質問ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

いま、いろいろと意見なり要望もございましたけど、以上、議案第1号については、提案の内容についてご承認をいただいたということで確認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

(はいという声あり)

早川会長

ありがとうございます。その他について、事務局の方から何かありますか

高田係長

今の議題の中で、スケジュールのところは、お話させていただきましたので、そのような日程で進めさせていただきたいと思います。今回、不手際と事務の進行も遅くて、事前配布ができなかったことをお詫び申し上げまして、次回からは、事前にご協議いただけるように、資料配布等努めていきたいと思いますのでよろしく

お願いします。

早川会長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして第1回の国民健康保険運営協議会を終了させていただきたいと思います。本日はどうもお疲れさまでした。

会長	早川英剛	
委員	小山田龍根	
委員	山口 将	